

○内閣府
法務省 令第 号

担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）の規定に基づき、担保付社債に関する信託契約等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄
法務大臣 小泉 龍司

担保付社債に関する信託契約等に関する規則の一部を改正する省令

担保付社債に関する信託契約等に関する規則（平成十八年 内閣府
法務省 令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（電磁的記録）</p> <p>第一条 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号。以下「法」という。）第十八条第二項に掲げる規定の内閣府令・法務省令で定めるものは、電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。</p> <p>（電磁的方法）</p>	<p>（電磁的記録）</p> <p>第一条 担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号。以下「法」という。）第十八条第二項に掲げる規定の内閣府令・法務省令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとす。</p> <p>（電磁的方法）</p>

<p>第五条 法第二十条第二項第四号に規定する内閣府令・法務省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるものの</p> <p>イ [略]</p> <p>ロ [略]</p> <p>二 電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>2 [略]</p>	<p>第五条 [同上]</p> <p>一 [同上]</p> <p>イ [同上]</p> <p>ロ [同上]</p> <p>二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>2 [同上]</p>
---	--

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。